

蟹江中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 目 的

- いじめは人権を侵害する行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組 織

いじめ・不登校対策委員会：

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭

3 いじめの防止のための手立て

○自己肯定感を高める指導

- ・学校行事や部活動などの活動において個々に役割をもたせ、生徒をプラス評価する場面を増やす。
- ・学級内で個々に仕事を任せ、評価することで、集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその生徒のその後の変容を見届け評価する。

○生徒理解と観察

- ・朝のＳＴで、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている生徒がいないかなどに気をつけて、生徒の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴く。
- ・放課に１人でいたりグループでの活動を嫌がったりする生徒がいないかなど、孤立しがちな生徒をよく観察する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、各活動での感想文や日頃の相談を通して、生徒の思いや悩みの把握に努める。

○いじめアンケートと個人面談

- ・学期に１回、「生活アンケート」を実施し、必要に応じて、それを資料として個別面談を行う。
- ・アンケートの結果については原則として３年間保存をする。

○全職員での情報交換の会

- ・いじめ・不登校対策委員会をもとに、学期に１度、いじめを含めた生徒指導について全職員での情報交換の会を行う。

○人権教育

- ・いじめを生まない学級づくりを目指して、教育活動全般において、生徒の意識を高める。
- ・１２月の全国人権週間には、全校生徒に人権について考える場を設定する。

○情報モラル教育の充実

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報モラル教育を充実させる。

4 いじめが発見された場合の対応

○初動の対応

いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、生徒指導主事及び学年主任に報告する。生徒指導主事は、いじめ・不登校対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。

○いじめ・不登校対策委員会の協議

いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

○実態把握・解消に向けての対応

事案、あるいは事案として疑われることに対しては該当生徒の立場に立ち、いじめには多様な態様があることに留意して対応をする。

いじめ・不登校対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主事を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。

○事後の支援

被害生徒、加害生徒双方に対して、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認するとともに再発防止に努める。

5 その他

○毎月の月初めに前月のいじめの報告書を教育委員会に提出する。

○いじめに対する取組に対して実施状況および達成状況を把握・評価し、その結果を踏まえて取組の改善をはかる。